

地域力でリサイクル 集団回収



始めませんか？

資源の
リサイクル

地域の
活性化

資源の
持ち去り防止



江戸川区



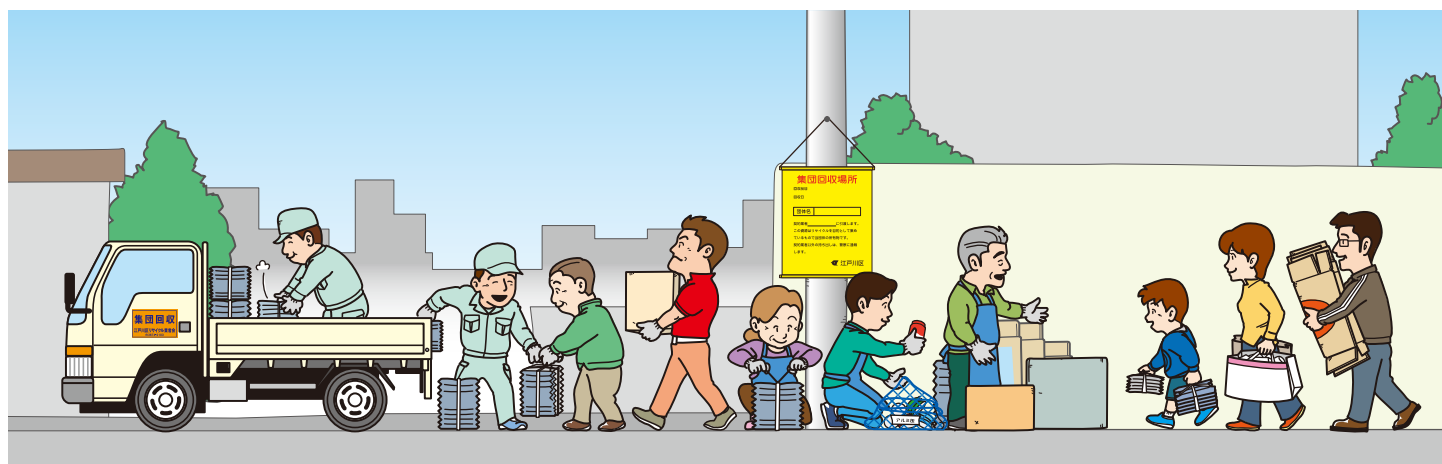
集団回収とは？

集団回収とは、地域の住民団体（町会・自治会・子ども会・PTA・くすのきクラブ・マンション管理組合など）が、各家庭から出る古紙やアルミ缶、古着・古布などの資源を持ち寄り、団体が契約した回収業者に引き渡すリサイクル活動のことです。

集団回収は、リサイクルの推進や地域の活性化につながることはもちろんですが、資源の持ち去り被害を防ぐ効果もあり、区では積極的にその活動を支援しています。

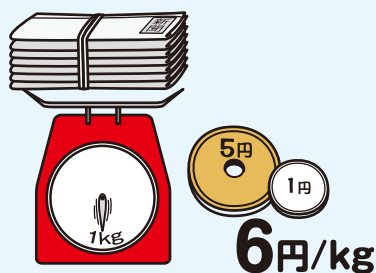
集団回収の利点

- 1 各家庭できちんと分別されるため、良質な資源が集まります。
- 2 活動を通じてコミュニケーションが生まれ、地域の活性化につながります。
- 3 区から報奨金が支給され、各団体の活動のために自由に使うことができます。
- 4 持ち寄った資源は団体に所有権があるため、資源の持ち去り防止に効果を発揮します。



区の支援内容

1. 報奨金の支給



※回収量1kgにつき6円です。
※5月と11月に支給します。

2. 回収補助用具や消耗品の支給



※消耗品は集団回収を開始する際に配付します。

3. 情報紙の送付

〈集団回収ニュース〉





集団回収と行政回収のちがい

家庭から出る資源



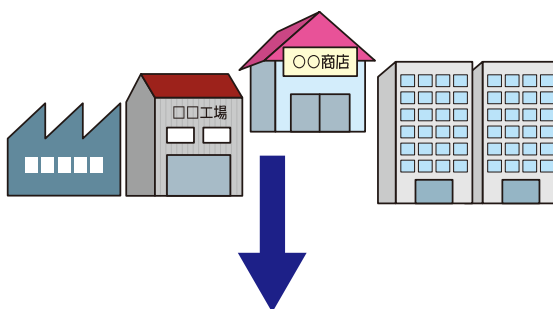
まず集団回収へ
出しましょう!

集団回収に
出せない場合は、
区の行政回収へ
出しましょう。

事業所から出る資源

※事業系資源は区では回収できません。ただし、少量で家庭から出る資源の回収に支障のない範囲で回収します。この場合は**事業系有料ごみ処理券**を貼ってください。

※集団回収には出せません。



集団回収 (団体の自主活動)

行政回収 (区の事業)



集団回収場所

回収品目
回収日

団体名

回収業者 に依頼します。
この資源はリサイクルを目的として集めているもので当団体の所有物です。
回収業者以外への持ち出しは、厳禁に連絡します。

江戸川区



資源回収場所 ごみ収集場所

資源回収場所とは、資源物の回収を行うための場所です。資源物の回収は、資源物の種類によって異なります。

資源

- 紙類 (新聞、雑誌、段ボール、紙パック)
- プラスチック (ペットボトル、容器包装プラスチック)
- 金属 (缶、びん)
- ガラス (びん、ペットボトル)

燃やすごみ

燃やさないごみ

粗大ごみ

資源物を燃やさないでください。

江戸川区環境衛生課 電話 ☎5296-7000

● 団体と契約した回収業者

回収

● 江戸川区

● 団体と回収業者で決めた日

回収日

● 毎週1回 (決められた曜日)

● 団体と回収業者で決めた場所

回収場所

● 決められたごみ・資源の集積所

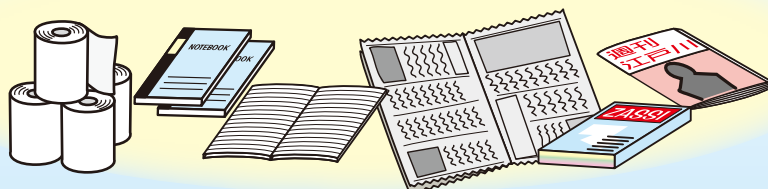
● 団体と回収業者で決めた品目 (新聞・雑誌・雑がみ、段ボール、紙パック、アルミ缶、古着・古布) など

回収品目

● 新聞、雑誌・雑がみ、段ボール、紙パック、缶、びん、ペットボトル、容器包装プラスチック

※江戸川区リサイクル業者会とは集団回収の受け皿となる区内の回収業者のことです。区では業者会と協力して集団回収を推進しています。

集められた資源は再生品として、新しい製品に生まれ変わります。





集団回収を始める前に・・・

- 1 町会・自治会・子ども会・PTA・くすのきクラブ・マンション管理組合などの住民団体であれば始めることができます。
- 2 集団回収を始めるためには、みなさんで、次のことを決めましょう。

- ① 団 体 名
- ② 代 表 者
- ③ 回収品目 (古紙やアルミ缶を回収すると持ち去り対策に効果的です)
- ④ 活 動 日 (区の行政回収日とは別の日にしましょう)
- ⑤ 回収場所 (近隣に迷惑にならない場所を使いましょう)
- ⑥ 回収業者 (見つからない場合は区にご相談ください)



- 3 区に団体登録をしましょう。

- ① 申請に必要なもの⇒・**集団回収実践団体登録申請書** (記載例は10ページ参照)

※代表者印の押印 (スタンプ印不可) が必要です。

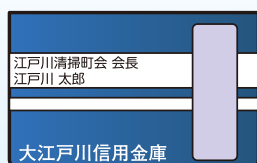
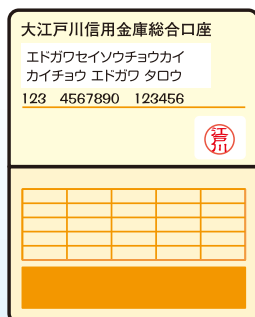
※申請書は**資源循環推進係**、区民課・各事務所地域サービス係にあります。

また、区のホームページからもダウンロードできます。

・通帳の写し

(団体名・肩書・代表者名が記載されている通帳の表紙と、口座名がフリガナで書かれているページの2か所の写し)

※通帳の表紙または表紙裏に代表者の氏名が記載されていない場合は、金融機関へ代表者変更の手続きをされた際の届け出用紙もしくは、新代表者の氏名が記載されている総会の議事録の写しを一緒にお付けください。



- ② 受付窓口⇒ **清掃課 資源循環推進係** (区民課・各事務所地域サービス係でもお預かりできます)

***活動を休止したり、やめる時は、「休止・廃止届」が必要です。**



集団回収を始めたら・・・

1 実績報告書・請求書・計量伝票（原本）を区に提出します。提出期限：回収した月の翌月10日

実績報告書は4枚複写になっています。

- *実績報告書（1枚目の白色・回収業者控え）
- （2枚目の白色・登録団体控え）
- （3枚目の黄色・区役所提出用）

- *請求書（4枚目の青色・区役所提出用）

- *計量伝票（原本）を実績報告書に記入してください。

このうち、3枚目の黄色の用紙と4枚目の青色の用紙に、回収業者から届けられた計量伝票の原本を貼付して区に提出してください。



提出書類

※書式は異なります

注 報奨金は実績報告書に基づいて支給されます。提出が遅れると報奨金が支給されなくなることがありますのでご注意ください。

請求書(4枚目の青い紙)には代表者のお名前の横と捨印の2か所に押印して提出して下さい。
印が無い請求書には報奨金が支給できません。

2 代表者の変更などがあった時は

代表者の氏名・代表者の住所・口座名義の変更など、登録内容に変更があった時は、「**変更届**」の提出が必要です。

① 変更に必要なもの➡・登録団体代表者等変更届（記載例は10ページ参照）

※代表者の押印（スタンプ印不可）が必要です。

※変更届は**資源循環推進係**、区民課・各事務所地域サービス係にあります。

また、区のホームページからもダウンロードできます。

・通帳の写し

（新しい代表者に変更された通帳の表紙と、口座名がフリガナで書かれているページの2か所の写し）

※通帳の表紙または表紙裏に代表者の氏名が記載されていない場合は、金融機関へ代表者変更の手続きをされた際の届け出用紙もしくは、新代表者の氏名が記載されている総会の議事録の写しを一緒にお付けください。

② 受付窓口➡**清掃課 資源循環推進係**

（区民課・各事務所地域サービス係でもお預かりできます）



集団回収を上手にすすめるポイント



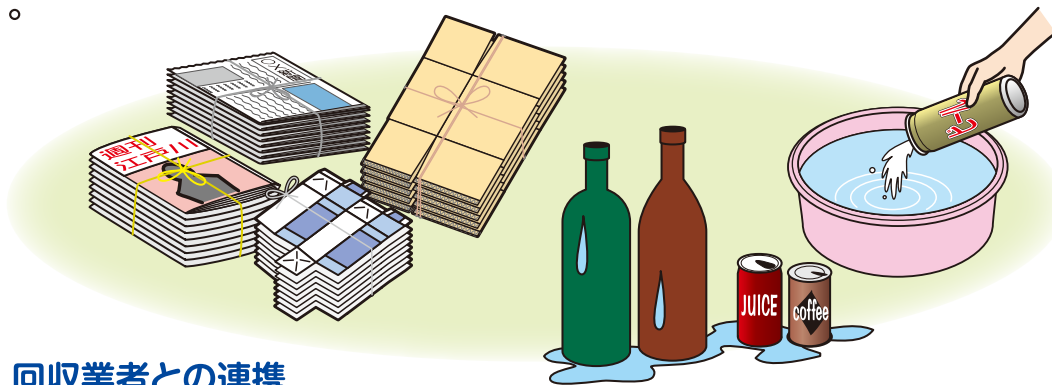
ポイント1 開始前に十分話し合いましょう

- ・総会や役員会、理事会で集団回収を始めるという同意を得て、団体が自らリサイクル活動を行うという意思決定をしましょう。



ポイント2 回収する資源

- ・持ち去り被害に遭いやすい新聞、雑誌・雑がみ、段ボール、紙パック、アルミ缶を回収しましょう。
- ・紙類は、種類によってリサイクル方法が異なります。
新聞、雑誌・雑がみ、段ボール、紙パックはきちんと分別し、それぞれひもで結んで出しましょう。
- ・集団回収で雑がみを回収する場合は、紙袋に入れて出すことができます。詳しくは9ページをご覧ください。
- ・悪臭の発生を防ぐために、アルミ缶、スチール缶、びんはすすいで、きちんと分別して出しましょう。
- ・アルミ缶は、区からの報奨金のほかに、回収業者から売却益の一部が還元されることもあります。



ポイント3 回収業者との連携

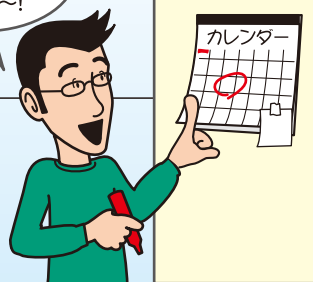
- ・回収業者との打合せは非常に重要です。回収品目、回収日、引き渡し場所、引き渡し方法、雨天時の取り決めなど事前によく話し合いをしておきましょう。
- ・持ち去り被害を防ぐため、引き渡しの際は立ち会いましょう。



ポイント4 回収日

- ・『毎月第○曜日』など覚えやすい日にしましょう。
- ・行政回収と同じ日にすると持ち去り被害に遭う可能性が高いため、行政回収日とは別の日にしましょう。

毎月第○曜日は
集団回収日
だからね～!

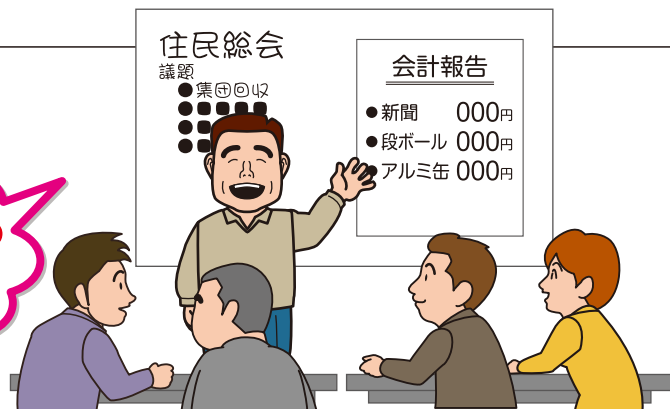




-

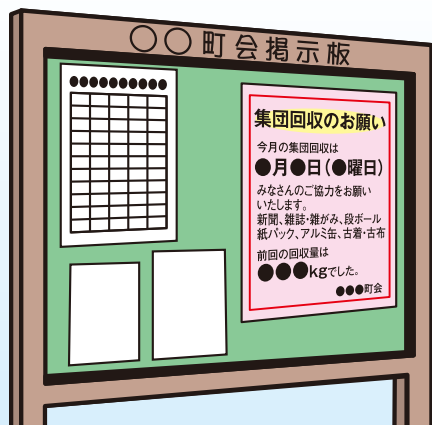


- トラブル防止のため
必ず、会計報告を!**



- ### 〈具体例〉

- ① ポスターやチラシを作成し、回収日・回収実績などを回覧板や掲示板でお知らせする。





集団回収で持ち去り撲滅!

いま、資源の集積所では、不当な持ち去り行為が横行しています。
こうした持ち去り行為を防ぐには、集団回収が非常に有効です。

地域の力で持ち去り行為を撲滅しましょう。

資源の集積所から古紙やアルミ缶を持ち去る行為が増えています



**道路を不法占拠!
交通の妨げに!**



**公園を無断使用!
区民の迷惑に!**

こうした持ち去りは、主に自転車やトラックなどで行われています



集団回収の 持ち去り防止効果!

- ◆ 集団回収で集めた資源には所有権が発生します!
- ◆ 集団回収では、行政回収と曜日が異なるので持ち去り者も手が出しづらくなります!



**集団回収を始めよう!
地域の力で持ち去りを撲滅!!**



持ち去り対策について

集団回収で集めた資源も、持ち去りの被害に遭うことがあります。保管場所の鍵の施錠や、盗難防止ネットを活用するなど持ち去られないようにしっかり管理をしましょう。

対策1

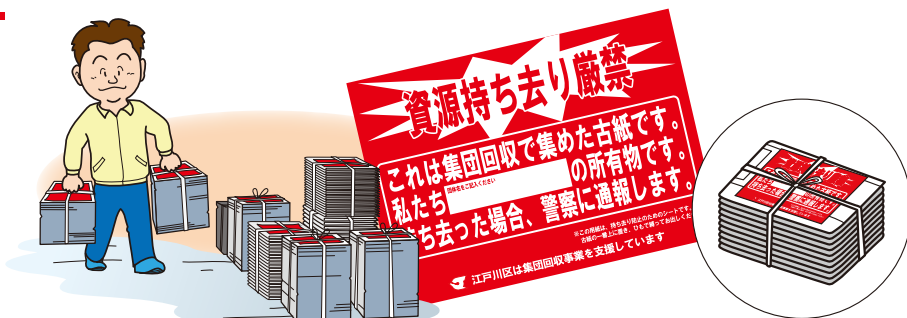
盗難防止ネットや持ち去り防止標示板を利用しましょう。

※資材を希望される方は、**清掃課資源循環推進係** 区民課・各事務所地域サービス係にお申し出ください。



対策2

持ち去り厳禁チラシや、手書きの警告文などを活用しましょう。



対策3

資源を引き渡すまで立ち会いましょう。



対策4

実施日は行政回収と違う日にしましょう。



対策5

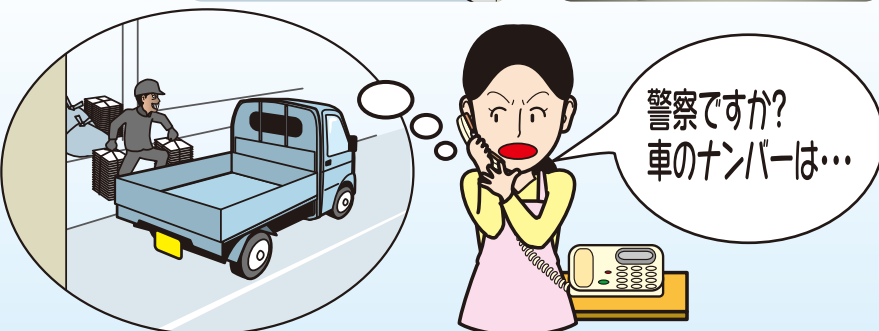
保管庫の施錠を徹底し、防犯ライト・防犯カメラ等を設置しましょう。

入られたら「不法侵入」です!
110番通報しましょう!!

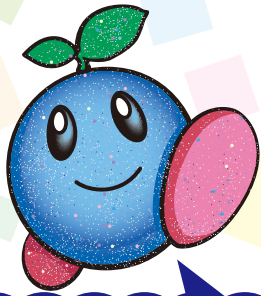


対策6

集団回収で集めた資源は団体の所有物なので、持ち去られた場合は必ず110番通報し、被害届を出しましょう。



持ち去りの被害を防ぐために、みなさんでしっかり対策をしましょう。



リサイクルの救世主 That's「雑がみ」!

「雑がみ」ってなんだろう? どうして「リサイクルの救世主」なの?



新聞・雑誌・ダンボール・紙パックのどれにも分類されない古紙を「雑がみ」と呼びます。燃やすごみの中にはまだまだリサイクルできる雑がみが混ざっているから、これらをきちんと分別して集団回収に出せばリサイクルを更に進めることができるのよ!

リサイクルできる雑がみの例

※金具やビニールの部分は外してお出ください。



リサイクルできない雑がみの例

- ×汚れた紙 (ピザの箱など)
- ×においのついた紙 (洗剤の箱など)
- ×防水加工がされた紙 (紙コップや紙皿など)
- ×昇華転写紙 (カバンや靴の詰め物)



これらは
「燃やすごみ」へ
お出ください。

- ×カーボン紙 (配送伝票など)



- ×写真プリント紙



- ×圧着ハガキ



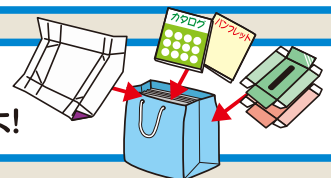
- ×感熱紙 (FAX用紙やレシート)



でも雑がみって、ばらばらになりやすいし、まとめて束ねるのは手間だね…。
出しやすい方法はあるのかな?



そんなあなたにこれ!紙袋!
集団回収では、雑がみを紙袋に入れて出すことができるのよ!



- ① 雑誌にはさんで
ひもでしばる



- ② 雑がみだけを
束ねてひもでしばる



【雑がみの紙袋出しの注意】

- レジ袋など紙袋以外のものに入れて出すのはおやめください。
- 雑がみ以外のものを入れないでください。
- 紙袋出しは「**集団回収のみ**」可能です。週1回の行政回収に雑がみを出す場合は、①雑誌にはさんでひもでしばる ②雑がみだけを束ねてひもでしばる のいずれかの方法でお出ください。

「雑がみ」は集団回収に出して、資源の有効活用と報奨金のアップを目指しましょう!

集団回収実践団体登録申請書 < 記載例 >

第1号様式(第3条関係)

集団回収実践団体登録申請書

《記載例》

江戸川区長 殿

年 月 日

集団回収実践団体の代表者として、資源の再利用を推進しますので、下記のとおり団体の登録を申請します。

記

団体名 江戸川清掃町会 登録番号
 〒 132-8501
 代表者の住所 江戸川区中央1-4-1 (管内)
 (フリガナ) カヱヲ イダガリ 909
 代表者の氏名 会長 江戸川 太郎 代表者の電話 (1234) 5678

実施母体	町会・自治会 婦人会 青少年会 学校・PTA くすのき その他
集団回収参加世帯数	世帯 <u> </u>
実行日 (番号を○で囲み、 曜日・日付を記入して ください。)	1 週1回(曜日) 2 月1回(曜日) 3 月2回(曜日) 4 その他()
回収範囲	
集積場所数	
保管場所数	カ所(場所の種類)
取扱品目 (○で囲んでください)	1 新聞 2 雑誌類 3 段ボール 6 スチール缶 7 アルミ缶 8 びん
取引先業者	名称 <u> </u> 住所 <u> </u>
報奨金振込 口座名義	(フリガナ) <u>イダガリセウゴウカイ カイヨウ イダガリ 909</u> 報奨金は通帳の写しの口座に振り込んでください。
担当者 (代表者に代わり、集 団回収の実務を行っ ている場合に記入し てください。)	住所 〒 <u> </u> 江戸川区 担当者 <u> </u> 電話 () <u> </u> FAX () <u> </u>

代表者印は、集団回収実績報告書・請求
 書に使用します。
 代表者の個人印(スタンプ印不可)
 又は
 個人を指示する職印(〇〇町会長印、〇〇
 自治会長印、〇〇理事長印など)
 職印の場合は代表者の氏名欄に肩書(会
 長、理事長など)を記入してください。

フリガナを記入してください。
 また、通帳の写しは必ず添付してくださ
 い。(通帳表紙とフリガナ・支店名が記載
 されているページの2枚が必要です)
 口座の確認ができないと、報奨金のお支
 払いができません。

- 注1 代表者の印に個人印を使用しない場合は、必ず氏名の前に肩書きを入れてください。
 2 口座の名義は「①登録団体名②代表者又は会長(肩書き)、③代表者氏名」の3点が明記されてい
 るものに限り、ます。
 3 通帳の写しは、表紙と口座のフリガナ・支店名が記載されている頁の2枚添付します。
 4 申請書提出後、実行日等について変更していただく場合がございますのでご了承ください。
 *江戸川区暴力団排除条例(平成24年7月江戸川区条例第37号)の規定に基づき、区が支給する
 報奨金により暴力団の活動を助長し、又は暴力団の運営に資することとなると認められるときは
 集団回収登録団体の承認を取り消されても異議のないことを誓約します。

第4号様式(第7条関係)

登録団体代表者等変更届

登録番号

江戸川区長 殿

団体名 江戸

提出日現在の代表者名で
届けてください。

代表者住所 中央1-4-1
 " 氏名 清掃 花子
 " 電話 (1234) 5678

下記のとおり、○年 4月 1日付けで登録内容を変更するため、届け出ます。

記
 該当する事項を記入してください。

	新
団体名	<u>江戸川清掃町会</u>
代表者の住所	<u>中央1-4-2</u>
(フリガナ) 代表者の氏名	<u>イダガリ 太郎</u> <u>長掃 江戸川 会清</u> <u>セイワ 花子</u>
代表者の電話	(3456) 7890 (1234) 5678
担当者変更	住 所 <u> </u> 氏 名 <u> </u> 電 話 () <u> </u> F A X () <u> </u>
報奨金振込 口座名義	(フリガナ) <u>イダガリセウゴウカイ カイヨウ イダガリ 909</u> 報奨金は通帳の写しの口座に振り込んでください。
変更理由	(例) 町会長交代による代表者変更

代表者印は、集団回収実績報告書・請求
 書に使用します。
 代表者の個人印(スタンプ印不可)
 又は
 個人を指示する職印(〇〇町会長印、〇〇
 自治会長印、〇〇理事長印など)
 職印の場合は代表者の氏名欄に肩書(会
 長、理事長など)を記入してください。

フリガナを記入してください。
 また、通帳の写しを必ず添付してくださ
 い。(通帳表紙とフリガナ・支店名が記載
 されているページの2枚が必要です)
 口座の確認ができないと、報奨金のお支
 払いができません。

- 注1 変更届提出日現在の代表者名で届け出てください。代表者の印に個人印を使用しない場合は必
 ず肩書きを入れてください。
 2 口座名義は「①登録団体名②代表者又は会長(肩書き)、③代表者氏名」の三点が明記されているも
 のに限り、ます。
 3 通帳の写しは、表紙と口座のフリガナ・支店名が記載されている頁の2枚を添付します。
 *江戸川区暴力団排除条例(平成24年7月江戸川区条例第37号)の規定に基づき、区が支給する
 報奨金により暴力団の活動を助長し、又は暴力団の運営に資することとなると認められるときは
 集団回収登録団体の承認を取り消されても異議のないことを誓約します。

登録団体代表者等変更届 < 記載例 >

集団回収 Q&A



質問1 集団回収として回収できる資源はどんなものですか？



回答1

集団回収は実施団体と回収業者による民間契約が前提になっています。
そのため一般的には新聞、雑誌・雑がみ、段ボール、紙パック、アルミ缶、古着・古布などの有価物が対象になります。



質問2 集団回収を実施するとどんな良いことがあるのですか？



回答2

集団回収には「良質な資源の回収」「資源の持ち去り防止」「報奨金による地域の活性化」「地域コミュニティの醸成」など様々な利点があります。
また、集団回収は行政回収と比べ、コスト面で非常に安くリサイクルができ、税金の有効活用にもつながります。



質問3 現在使用している「ごみ・資源の集積所」を集団回収で使用することは可能ですか？



回答3

使用することはできません。
集団回収で集積所を使用すると、行政回収に出された資源か集団回収に出された資源か区別がつかなくなり、トラブルの原因になります。
参加するみなさんで十分に相談し、迷惑にならない場所を新たに決めてください。



質問4 集団回収の活動として、集積所に出された資源を集めても良いのですか？



回答4

集積所から資源を集めることは区では認めておりません。
集積所に出された資源は区で回収いたします。
資源の売却益は、区の財源に充て、広く活用しています。

地域力でリサイクル！
集団回収を
みんなで始めよう！！

